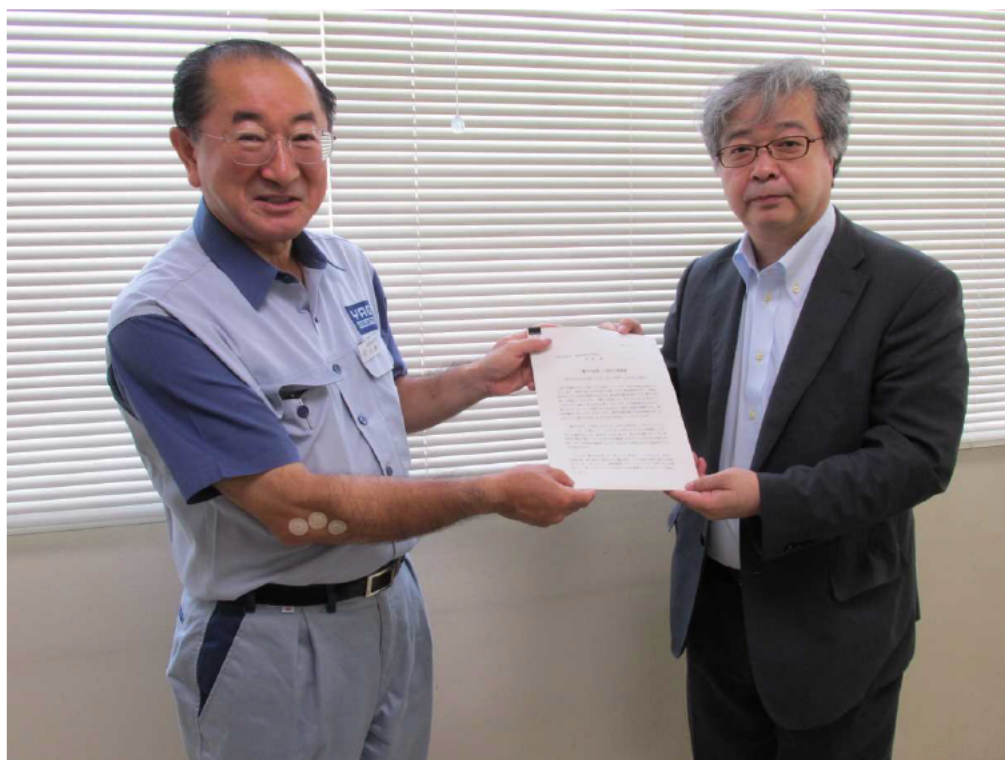


労働局長による労使団体等に対する「働き方改革」の要請

「一般社団法人 群馬県経営者協会」

群馬労働局では、局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置し、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進、「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」等の周知・啓発のため、主要な労使団体へ要請し、併せて意見交換を実施しています。


平成 29 年 7 月 10 日に、一般社団法人群馬県経営者協会八木会長が代表を務める八木工業株式会社を訪問し、「働き方改革」についての協力要請を行うとともに、取組内容の意見交換を行い、更なる取り組みへの推進をお願いいたしました。



八木会長（八木工業(株)社長）

半田労働局長

- * 平成 29 年度は、労働局長を始めとし、労働局幹部や、各労働基準監督署長、各ハローワーク所長が、県内主要 60 団体を訪問して働き方改革に関する協力要請を行いました。



平成29年7月1日

各事業者団体 各位

「働き方改革」に関する要請書

～「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」及び「仕事休^{やす}もつ化計画」の推進～

厚生労働省では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しております。「働き方改革」は、本年3月28日に政府としてまとめた「働き方改革実行計画」においても「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジ」と位置づけられるなど、非常に重要な課題であり、群馬労働局においては、27年1月に「群馬労働局働き方改革推進本部」を立ち上げ、働き方改革に向けた取組を推進しているところです。

「働き方改革」の実現のためには、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本人の働くということに対する考え方そのものを転換し、これまでの働き方を大きく見直すことが必要です。各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として一昨年からは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。

また、今年度は「仕事休^{やす}もつ化計画」をキャッチフレーズに、年次有休
休暇の計画的付与制度の導入や連続した休暇の実現（「プラスワン休暇」）
を推進していくこととしています。

さらに、本年2月からは、働き方改革を促し、消費活性化のきっかけと
するため、月末金曜日の早期退社を促す「プレミアムフライデー」も開始
されたところです。

国家公務員については、より一層の業務の効率化を図り、朝型勤務やフ
レックスタイム制等を活用するなど、本年度も働き方を含めた生活スタイル
の変革に向けた取組を率先することとしています。

つきましては、本年も各企業においても、それぞれの企業の実情に応じ
た労使の自主的な取組を行っていただくことを期待しております。

本年の取組におきましては、「ゆう活」は単なる始業時刻の前倒しで
はなく、本来の趣旨は仕事と生活の調和の実現であり、業務の効率化に併
せて取り組むことが重要であることなどのポイントや、これまで各企業に
おいて積み重ねてきていただいた取組事例を周知しながら、広く「ゆう活」
が浸透するよう展開してまいります。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への「働き方改革」や「ゆ
う活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところであり
ますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に
対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げ
ます。

群馬労働局働き方改革推進本部長

群馬労働局長 半田 和彦

